

情報 ファイル

Information
File

国保

**国民健康保険の届出を
忘れずに**

加入するとき・やめるときは
14日以内に届出を

国民健康保険（国保）には、
職場の健康保険や、後期高齢者
医療制度などに加入している方
を除く、すべての方が加入しま
す。

◆加入するとき

・職場を退職したとき（定年退
職を含む。）

・家族の勤める会社の健康保険
の被扶養者から外れたとき

・高浜市に転入したとき（注）

・子どもが生まれたとき（注）

・生活保護を受けなくなったと
き

（注）職場の健康保険に加入し
ている方や、その被扶養者の
方は除く。

◆やめるとき

・職場の健康保険に加入したと
き（被扶養者を含む。）

・高浜市から他の市町村へ転出
したとき

・死亡したとき

・生活保護を受けはじめたとき

◆その他に届出が必要なとき

・市内で住所が変わったとき

・世帯主が変わったとき

・世帯を分けたり、合併したと
き

手続きは、**かならず14日以内**
に行ってください

加入の届出が遅れると、保険
税は加入の資格を得た月（例／
会社を辞めた月、高浜市へ転入
した月など）までさかのぼって
おさめなければなりません。そ
の間にかかった医療費は全額自
己負担となります。

また、やめる届出が遅れる
と、保険料（税）が二重払い
（国保と新しい健康保険）にな
ってしまつこともあります。

* * *

※印鑑と本人確認ができる身分
証明書（運転免許証など）は
すべての届出に必要です。

※そのほか、届出に必要なもの
など、詳しくは問い合わせて
ください。

※保険証をなくしたり、破損し
たときは、再発行の手続きを
お願いします。

問合せ先

困市民窓口グループ
☎52-1111（内線261・
262）

固定資産税・都市計画税第2期の 納期限は

7月31日(金)です

～かならず納期限内に納めましょう～

☝納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニな
どへ出かけて支払う必要がありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先 金融機関もしくは困税務グループ

持ち物 通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替開始は、申込みから2か月後になります。

問合せ先

困税務グループ

☎52-1111（内線244・245・258）

※口座振替は（内線241・243・259）へ

相 談

司法書士会による
無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈
与、売買などの権利に関する登
記、および会社、法人登記につ
いての相談会を開催します。

とき 8月1日(土)

午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

申込方法 7月29日(水)午後4時

までにかならず電話で予約
※予約のない方は受けられませ
ん。
予約先
愛知県司法書士会西三河支部
所属予約担当司法書士
浅岡洋隆事務所
☎52-8471

